

相続人代表者指定届・固定資産現所有者届について

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人にかかる税金です。

相続人代表者指定届・固定資産現所有者届は、地方税法第9条の2、地方税法第384条の3及び東根市税条例第82条の3に基づき提出していただきます。

1、届出の理由

固定資産税の所有者(納税義務者)が死亡した場合、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から代表して固定資産税の賦課・徴収に関する書類を受け取っていただき、納税いただく方(又は還付金を受け取る方)をご指定いただきます。また、固定資産税の適正な賦課のため、現在所有している方(相続人全員)を申告していただく必要があります。

2、提出先

東根市役所 税務課 固定資産税係(1階 11番窓口)

3、記入のしかた

(1)届出人の欄

届出をする方の住所・氏名・電話番号を署名(本人または法人等の代表者が署名しない場合は、記名押印)してください。

(2)被相続人の欄

亡くなられた方の住所・氏名・生年月日・死亡年月日を記入してください。

(3)代表者の欄

相続人代表者になる方の、住所・氏名・電話番号・生年月日を署名(本人または法人等の代表者が署名しない場合は、記名押印)してください。フリガナも必ず記入してください。

(4)相続人の欄

相続人(現所有者)全員の住所・氏名・被相続人との続柄(夫・妻・子など)を記入してください。

4、お支払いについて

口座振替による納付をご希望される場合、新たに口座振替のお申し込みが必要な場合があります。口座振替による納付をご希望の方は、通帳と通帳印もご持参ください。

5、その他

土地・登記済家屋の名義変更(相続登記)は法務局にて別途届出が必要となりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

東根市 総務部税務課 固定資産税係
〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号
TEL 0237-42-1111 (内線2331・2332)